

地方自治体の東京事務所

真淵 勝・高 東柱

Tokyo Office of Prefecture Government

Masaru MABUCHI, Dongjoo KO

Abstract

This article focuses on the functions of Tokyo office of the prefecture government. All of the 47 prefecture governments set up branch offices in Tokyo. By all prefecture governments, it is meant that not only three local governments adjacent to Tokyo such as Kanagawa, Saitama and Chiba but also Tokyo Metropolitan Government itself have Tokyo office. Forty three offices including those of the 4 governments are located in a 15-story-building named the Prefecture Hall. The simple fact that Tokyo Metropolitan Government has a branch office in the same building as other many local governments seems to challenge two conventional understandings concerning the function of Tokyo office. One considers it as a point through which the center gives pressures on the periphery and the other as a point through which the periphery makes petitions to the center. Notwithstanding reverse direction, these two understanding share their emphasis on the "vertically connecting" function of Tokyo office. The conventional explanation, however, cannot explain why Tokyo Metropolitan Government and the neighboring local governments have Tokyo branch offices because their headquarters are located near the national administrative district that is Kasumigaseki. This article, based on extensive interviews to the officials working for Tokyo offices, will emphasize the "horizontal connecting" function of Tokyo office.

はじめに

地方自治体のなかには東京に出張所のような組織をおいているところがある。一般に東京事務所という*1。47都道府県および20政令指定都市はすべて東京事務所をもっており、中核市や特例市（2016年4月以降は施行時特例市）、さらには一般市のなかにも東京事務所をもっているところがある。

本稿の焦点は都道府県の東京事務所にある。

繰り返すが、47あるすべての都道府県は東京事務所を設置している。「すべて」というのは、神奈川県、千葉県、埼玉県という東京都に隣接する南関東の県はもちろんのこと、東京都も東京事務所をもっているということである。これが第一に興味深いことである。

そして第二に興味深いのは、都道府県の東京事務所の大部分が現在、都道府県会館に入居していることである。別の場所にオフィスを構えているのは7自治体である。しかも、そのうち北海道、岩手県、山口県、福岡県の4道県は同会館に「分室」を持っている。都道府県会館にまったくオフィスを持たないのは広島県、高知県そして大分県の3県だけである。

要するには、都道府県の東京事務所の大部分が都道府県会館に入居していることが興味深いのである。都道府県会館は、国会議事堂の間近にあり、地下鉄でいえば、有楽町線、半蔵門線、南北線の「永田町駅」から地下通路を使って徒歩1分という便利な場所にある。この立地の良さは、同会館がその役割の一つとして掲げている「東京における地方自治の拠点」に物理的な根拠を与えている。

1. 通説的理解と本稿の仮説

東京都を含む首都圏の県までもがその東京事務所を都道府県会館という一つの建物においている、この事実はどのような意味があるのであろうか。この事実は、これまでの日本の中央地方関係に関する通説的理解とは相容れない。

1.1. 指導の拠点

通説的理解とは、村松岐夫が1988年に出版した書物においてそれまでの伝統的な中央地方関係論を「垂直的行政統制モデル」と名付けて批判した、そのなかでの東京事務所の機能に関する理解である^{*2}。すなわち、日本の中央地方関係は中央集権的であり、中央官庁が自治体職員を呼びつけて各種の指導を行うのに便利であるという理由から、東京事務所を置かせているというものである。

しかし、このような理解では、東京都が東京事務所を構えていることを説明することはできない。都庁と霞が関官庁街との距離は、地下鉄の駅と駅の間だけで言えば、20分余りである。呼びつけられれば、職員はすぐに行くことのできる距離だからであり、東京都が東京事務所をわざわざ設ける必要はないからである。

1.2. 陳情の拠点

他方、村松は通説的理解とは反対の理解を示している。すなわち、東京事務所は地方が国に対して「圧力」をかける際の拠点であると指摘している（村松岐夫, 1988, 202-203頁）。中央官庁が地方自治体に圧力をかけるのではなく、地方自治体が中央官庁に圧力をかけるのに有効であるから東京事務所は置かれているというわけである。6.2.で述べるように、この理解に筆者は基

本的には賛同する。しかし、完全にはではない。東京事務所が、呼びつけられてではなく、霞が関の官僚や永田町の国会議員に自ら積極的に働きかけるための拠点であるとしても、首都圏の地方自治体に東京事務所は不要だからである。欠落している視点は都道府県の中の横の関係である。

大谷基道もまた村松と同様の見解を示している*3。大谷の研究は、中央集権的特徴づけられてきた日本の中央地方関係の物理的な結節点であるはずであるにもかかわらず、ほとんど正面から採り上げられることのなかった東京事務所について、その沿革や機能に焦点をあてた先駆的な研究である。しかし、そこで示されているのは、東京事務所は「昼夜にわたる陳情合戦」のための拠点であるという村松の理解を補強するものに他ならない（大谷基道, 2009, 173 頁）。都道府県の中の「横のネットワーク」についての言及はあるものの、その機能はほとんど重視されていない。

1.3. 東京事務所無用論

上記の二つの通説的理解は、東京事務所が「方向」は異なるとはいえ一定の機能を果たしているという点では共通している。第三の通説的理解として、東京事務所無用論をあげることができる。要するに、インターネットの発達した現在、東京事務所は無駄であると言うのである。東京事務所を設けている当の都道府県の本庁内にもそのような主張をする者は存在する。

たとえば、ある県の元幹部職員は、東京事務所について次のように述べている*4。

今は電話やメールやネットで東京の情報が簡単に取れるので、わざわざ常駐職員を置く必要はない。交通網が発達し、ほとんどの地方から、2、3時間で上京できる。むしろ、東京事務所長は管理職に割り当てる慰労ポストであり、若手所員については都会での経験を積ませる研修ポストという意味合いが強い。

この指摘には少なくとも二つの指摘が含まれている。第一に、インターネットが普及した現在、東京事務所は従来の目的から見れば無駄であり、第二に、慰労ポストや研修ポストとして県職員への「福利厚生施設」として使われているので無駄であるということである。

後者については次のような指摘もある*5。

自治体によっては、この東京事務所勤務が一種の“論功行賞”的な意味合いを帯び、勤続年数の残り少なく活動的でない職員を派遣するなど、情報処理・収集能力とは別次元での人選がなされる場合もあるようである。

順番に検討してみよう。

インターネットは万能の情報取得ツールか？

すでに公表されている情報をインターネットから得ることは可能であり、情報という言葉が公表済みの情報を指している限りにおいて、インターネットによって情報収集を行うことは可

能である。インテリジェンスの世界において、公開情報を活用してのインテリジェンス活動、すなわちオシント（Open Source Intelligence）は非常に大きな比重を占めている。たとえば、1993年から1997年まで内閣調査室長を勤め、「ミスター内調」とも言われる大森義夫は「情報の95%は公刊資料から入手する」と述べており、他の多くのインテリジェンス専門家が同様の指摘をしている。

しかし、公開情報は他の手段で入手された情報とつきあわせられて初めてその威力を発揮するという前提の上でのことである。膨大な量の公開情報が流れているために、その中から有用な情報、インテリジェンスの世界で言う「銀製の弾丸（silver bullet）」を見つけ出すことはきわめて困難である*6。公開情報を正しく読み解く鍵は別のインテリジェンス活動によって入手される。

さらに、公開情報に影響を与える活動もまた必要不可欠である。都道府県と国との関係で言えば、国が一定の政策を決定し、それをインターネットを通じて公表する前に、政策決定そのものに影響を与えることによって、都道府県に有利な政策を決定させるという活動が重要なのである。そのためには足を使って人脈を築き、これを活用するという地道な活動が必要になってくる。6で述べるように、東京事務所はこのような活動を行っている。

所長は慰労ポストか？

慰労ポストという言葉の意味は判然としないが、もしそれが県庁職員が退職直前の最後の役職としてつく楽なポストという意味であるとすれば、東京事務所長が慰労ポストであるとは考えにくい。所長の大部分はその後にも重要な役職についているからである。

筆者たちが都道府県の東京事務所に対して面接調査を行ったのは主に2015年であった。その時点で所長のその後の役職を確認することのできた、前所長の前後の役職を示せば図1の通りである。

前所長の前職は、現所長と同様、次長級と課長級が大きな割合を占めている。次長級が59%、課長級が24%となっており、合わせて83%である。なお、調査時点での現職の所長の前職もこれとほぼ同じである。

重要なのは、東京事務所長を終えてからの役職である。局長級が6%、部長級が61%、次長級が11%であるのに対し、退職したのは約21%（46人中10人）にとどまる。退職前の役職が「慰労ポスト」であるとしても、これに該当するのは2割にとどまる。

さらに、前所長が東京事務所長になる前の役職と東京事務所長後の役職の変化を見てみると、7%が変化なし（部長→部長）、21%が退職したのに対して、72%の前所長が、東京事務所長になる前の役職よりも高い役職についている。

これらのことから、東京事務所長は「あがりポスト」であるという指摘は適切な要約とは言えず、むしろ重要なキャリアパスの一つとなっていると見るべきである。5.1.で見えるように、東京事務所長はネットワーク作りや会議・イベント等への参加を通して、人脈を築き、それを通じた情報収集を行っている。そのような活動を退職間際の職員にさせ、退職とともにそのネットワークを捨てるというのは、いかにももったいないのではなからうか。

所長の活動実態については、5で改めて検討する。

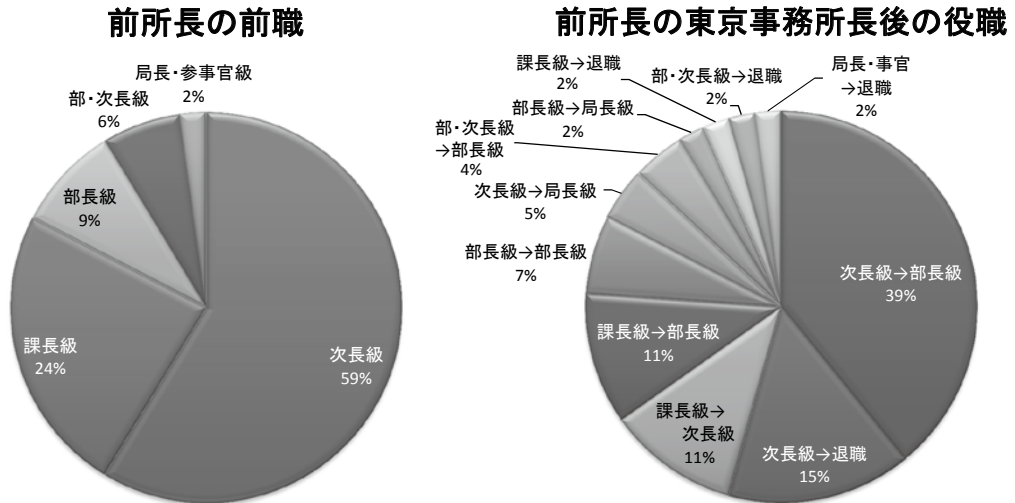


図1：所長の前職とその後の役職

研修ポストとは何か？

東京事務所無用論を構成する最後のポイントは東京事務所での勤務は研修の意味合いが強いというものである。慰労ポストと同様に、あるいはそれ以上に「研修ポスト」の意味はわかりにくい。無用論という文脈に位置づけるならば、見習いポストであり、戦力としては期待されていないということであろう。

しかし、われわれの聞き取り調査によれば、東京事務所の職員の平均年齢は、概算ではあるが、40歳前後である。県庁内において相当の経験を積んだ職員とすべきである。どのような経験をすでに積んでいようと、仕事には「その方面に必要な知識・技術を確実に身につけるため、特別な勉強や実習をする」（新明解国語辞典）という意味で研修の意味合いはあるが、であるからと言って、研修という言葉から直ちに「研修生」を連想させたり、「遊ばせに行かせている」というイメージを与えようとするのは適切とは言えない。

研修という点に焦点をあてるとするならば、むしろ、土岐寛の指摘の方が実態に近いのではなかろうか。土岐は、政令指定都市の東京事務所を念頭において、東京事務所では本庁では体験できない「異質な体験」をすることができるとして、次のように書いている*7。都道府県についてもあてはまるものと考えられる。

こうした異質な体験をすることは、将来的にプラスするところが多いと考える職員が多い。まず、市を離れて市を見られるというチャンスは少ない。市の各部局がどのような方向でどう動いているかがわかる…このように、外から市の全体を見ることは、仕事の幅を広げ、視野を大きくする。さらに国政や各省庁の動きをフォローするから、考え方や視野はなお広がる。人間の幅も広がってくるだろう。

しかし、これとて控えめな評価であることは、6で明らかになる。

1.4. 本稿の仮説

以上、東京事務所無用論は不適切な単純化であることを指摘してきた。

そこで本題に戻る。

首都圏の県のみならず、東京都までもが東京事務所をもっている、しかも他の道府県と同じ建物に構えているというのは、興味深いパズルである。繰り返すが、わざわざ他の道府県と同じ建物に事務所を構えなければならない距離ではないからである。

本稿は、この単純な事実の発見とそれに対する違和感を出発点において、東京事務所の機能を探ることを目的にしている。そして、次のような仮説を立てている。すなわち、東京事務所を、中央から地方であれ、地方から中央であれ、垂直的な意思伝達のための拠点とだけ見るのは、かなり無理があるのではないだろうか。むしろ、都道府県間の水平的な意思伝達の機能が大きいと見るべきではないだろうか。そして、この水平的な関係を基礎において、都道府県が集散的に国に働きかけるための拠点として機能しているのではないだろうか。

いまだ確定的なことは言えないが、「むすび」において、プリンシパル・エージェント論に依拠してこの仮説が一定の妥当性をもっていることを示す。

だが、性急に結論を求める前に、そもそも東京事務所は日々どのような活動をしているのかを知る必要がある。以降、都道府県の東京事務所を対象に、われわれが行った調査結果を用いて、検討していく。

2. 立地

本稿の分析対象である都道府県の東京事務所設置状況と立地について、解説する。そして、都道府県の東京事務所の設置状況と立地の特徴を明確にするために、政令指定都市と市町村が設置している東京事務所について簡単に触れておく。

2.1. 都道府県

ほとんどの都道府県東京事務所は東京都千代田区平河町にある都道府県会館に事務所を構えている（表1）。都道府県会館は永田町そして霞ヶ関から徒歩圏内にある（図2）。都道府県会館において各フロアには5つの東京事務所が入っている（表2）。フロアごとの会議が定期的に行われているが、各フロアにおける府県が地理的に近接しているわけではなく、ランダムに配置されている。現在の都道府県会館が建てられ、都道府県が入居する際にくじ引きで決められたとのことである。

表 1：東京事務所の所在地

都道府県会館に本室	40	
都道府県会館に分室または事務室	4	北海道 （千代田区永田町 2-17-17 永田町ほっかいどうスクエア 1階） 岩手県（中央区銀座 5-15-1 南海東京ビル 2F） 山口県（千代田区霞が関 3-3-1 尚友会館 4階） 福岡県（千代田区麴町 1-12 ふくおか会館 2階）
その他	3	広島県（港区虎ノ門 1-2-8 琴平タワー 23階） 高知県（千代田区内幸町 1-3-3 内幸町ダイビル 7階） 大分県（中央区銀座 2-2-2 ヒューリック西銀座ビル 6階）



図 2：都道府県会館の周辺地図（星印が都道府県会館）

表 2：都道府県会館への入居状況

15階	北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室）、東京都事務所、新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所、（一財）自治体衛星通信機構（東京局）、（公社）地域医療振興協会、喫茶カラム
14階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、長崎県東京事務所、岐阜県東京事務所、徳島県東京事務所
13階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所、静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所、和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所、愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏営業本部
10階	福井県東京事務所、鳥取県東京事務所、岡山県東京事務所、熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9階	茨城県東京事務所、神奈川県東京事務所、愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京事務所、京都府東京事務所、（公財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部
7階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所、山口県東京営業本部（分室）、自治資料センター
6階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部、都道府県記者クラブ、（公財）都道府県会館管理部／災害共済部
5階	福岡県東京事務所（分室）、（学）自治医科大学、（公社）地域医療振興協会、（公財）地域社会振興財団、全国高速道路建設協議会、全国都道府県議会議長会、都道府県議会議員共済会
4階	401～410会議室
3階	知事会会議室、特別会議室
2階	喫茶コーナー、郵便局
1階	101大会議室、みずほ銀行ATM、（公財）都道府県会館管理部（会館案内、会議室受付）

2.2. 政令指定都市

2015年現在、20あるすべての政令指定都市もまた東京事務所を設置している。都道府県に近い権能を有していることに由来するものであろう。ただし、都道府県とは異なって、立地は分散している。9政令指定都市は日本都市センターにオフィスを構えているが、それ以外は市政会館や全国都市会館に構えるなど、分散している。

2.3. その他の市町村

一般の市や町村のなかにも東京事務所を構えているところはある。しかも、東京事務所を置く市町村の数は増加傾向にあるようである。2007年時点では41市町村であったが、2013年時点では60市町村になっている。これは不思議な現象である。第一に財政逼迫、第二に平成の大合併によって市町村の数が減っているはずだからである。平成の大合併により市町村の規模が大きくなったことで、東京に事務所を構えられる市町村が増えた結果、市町村の東京事務所が増加した可能性もある。

なお、政令指定都市の東京事務所と同じように、一般の市や町村の立地は分散している。

3. 設置経緯と変遷

現在の東京事務所のルーツについて、久世公堯は次のように指摘している。すなわち、都道府県の東京事務所の多くは、戦時中また終戦直後に出張所あるいは職員のための宿泊施設として開設され、その後、その機能を拡張して、東京における中央省庁との調整役を担うようになったものである*8。

だが、われわれの聞き取り調査では、終戦直後から東京事務所の設置が急激に増え、1960年には東京都を除くすべての道府県が設置するようになっていた。東京都が東京都事務室として開設したのは1969年頃である（「頃」としたのは記録が曖昧なためである）。

個々の東京事務所の設置の経緯を詳細に辿ることはできないが、少なくとも二つは確認することができる。茨城県と山梨県がそれである。

3.1. 茨城県

茨城県が1948（昭和23）年に東京事務所を設置した経緯について以下のような記述がある*9。

国との連絡調整を要する業務が増大し、県財政も国庫に大きく依存していることから、県職員の上京の機会が増加した。このため、事務効率化と経緯節減をはかるため、上京した職員の宿泊所を兼ねて東京事務所を設置することとした。

1948年当時、上野－水戸間の鉄道による移動時間は約3時間15分であった*10。前後の移動時間を含めても日帰りは不可能ではないが、現在とは異なっていたのんびりした時代であったろう。宿泊は当然のことと受け止められていたに違いない。

その後、茨城県は宿泊施設を分離して、東京事務所を連絡調整のためのオフィスとして機能純化をさせていったようである。

3.2. 山梨県

もう一つは山梨県である、同県のホームページには、東京事務所を設置した背景を次のように記している。すなわち、1947（昭和22）年に日本国憲法と地方自治法が同時に施行され、地方自治制度が確立されたことによって、地方公共団体が処理すべき事務が広域化・複雑化した結果、地方財政は急激に増大していったこと、そしてそれを賄うために「国と地方自治体は行政、財政上密接化をせまられ、省庁との行政連絡や情報収集事務のウエイトが大きくなる」ようになっていったことがそれである。そして、次のように記している。

そこで、昭和24年6月、東京都港区麻布本町110番地（現在の港区南麻布三丁目6番5号）に、公用のため上京した県職員等に対し宿泊の便宜を図ること、及び本庁と各省庁との連絡事務に任じることを目的として、東京事務所（県総務部人事課の出先機関）が発足しました（昭

和 24 年 6 月 9 日県告示第 103 号)。なお、当時の建物は、事務所と宿舎を併設したものでした。

国との連絡調整のために県職員が東京に出張に出向く機会が増え、その際の交通費・宿泊費を節約するために東京事務所の前身が設けられたというわけである。茨城県と山梨県という東京都に近い県の場合ですら、このような事情であるのであるから遠方の県においてはいっそう自前の宿泊施設を設ける必要は高かったものと推測される。そういえば、1947 年に設置された 4 県のうちの一つが鹿児島県であるというのは非常に印象的である。

ただし、東京事務所の設立年と当該自治体と東京との物理的距離には特段の関係はない。遠方から順番に設置されているが(相関係数 -0.4)、統計的な有意性はないという意味である。

なお、山梨県のホームページには先に引用した文章に続けて次の記述がある。

以来、国や他の都道府県との関係はますます深くなり、地方交付税、地方債、各種国庫補助金の配分などをはじめ、行財政面での都道府県間の競争が激しくなり、各省庁との行政連絡や情報収集が主要業務となりました。

行財政面において都道府県の間競争が激しくなり、各省庁との行政連絡や情報収集が主要業務となったとある。この記述は、都道府県は東京事務所を拠点にして、抜くか抜かれるかの情報戦を展開しているように読める。この点は 6.1. で検討する。

3. 3. 全体の趨勢

1940 年代の後半以降、他道府県も相次いで東京事務所を開設していく。久世は 1957 年に公表した先の論文において、「神奈川県を除く全ての府県に東京事務所が設置されている」と述べている^{*11}。この点をわれわれの調査データから確認したものが表 3 である。

「東京に事務所を設置した年」に回答した 34 都道府県のうち 30 都道府県は、「東京事務所」を設立する前にすでに東京に事務所を設置している。「東京事務所」の設立前に東京に設置された事務所は、宿泊所や物産販売斡旋所、連絡事務所等の役割をしていた(図 3)。

物販販売斡旋所等として東京に設置された事務所は、中央省庁との連絡調整を強化する目的で、現在のような東京事務所に改組された。現在の東京事務所は本庁の企画部門や総務部門などの出先機関として位置付けられている(図 4)。

表3：都道府県の東京事務所の設置年

	東京に事務所を設置した年	設置年 （「東京事務所」 として）		東京に事務所を設置した年	設置年 （「東京事務所」 として）
北海道	1916	1922	鳥取県	1947	1950
青森県	1929	1941	高知県	1947	1947
島根県	1930	1948	長野県	1948	1950
香川県	1932	1952	和歌山県	1948	1953
福島県	1935	1952	広島県	1948	1950
大分県	1938	1951	熊本県	1948	1950
三重県	1939	1954	宮崎県	1948	1951
岡山県	1939	1952	千葉県	1949	1960
山口県	1942	1948	山梨県	1949	1949
静岡県	1943	1951	佐賀県	1949	1951
岩手県	1946	1948	秋田県	1950	1950
宮城県	1947	1948	埼玉県	1950	1953
群馬県	1947	1950	福井県	1950	1951
富山県	1947	1952	兵庫県	1950	1955
石川県	1947	1954	沖縄県※	1951	1972
京都府	1947	1960	大阪府	1953	1953
奈良県	1947	1964	東京都	1969	1999

※琉球臨時中央政府中日貿易代表事務所として開設

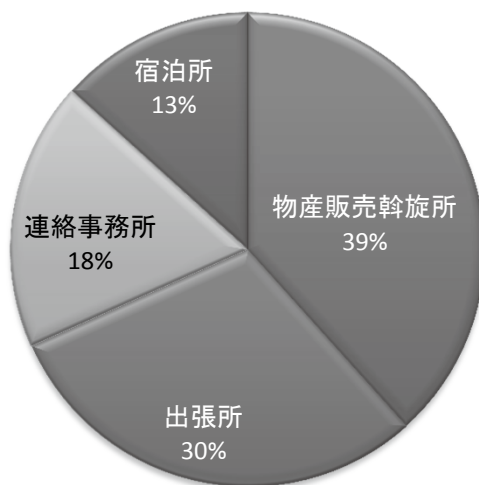


図3：東京事務所設置前に東京に設置された事務所の役割

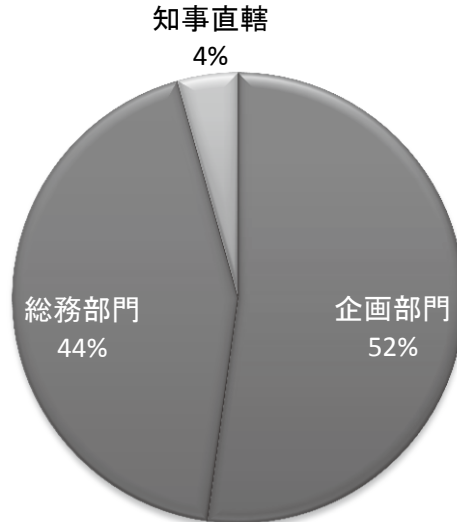


図4：現在の本庁での位置付け

4. 活動の全体像

土岐は1986年の論文において、都道府県の東京事務所の機能として次の7つを挙げている*12。

- ① 県と中央各省庁その他の関係機関との連絡調整に関する事
- ② 県行政の運営に必要な事項の調査及び資料の整備に関する事
- ③ 企業の開発に関する事
- ④ 県物産に関する相談および連絡に関する事
- ⑤ 出稼ぎに関する相談および連絡に関する事
- ⑥ 県人会および県政に関係のある民間団体との連絡に関する事
- ⑦ 東京宿泊に関する事

4.1. 法制度のなかの東京事務所

ここで興味深いのは次の二点である。

第一は、⑤で挙げられている出稼ぎに関する相談・調整である。1980年代に半ばになってもまだ出稼ぎに関する相談を県が行っていたとすれば、それはそれで興味深い。しかし、筆者が2015年と2016年に実施したインタビューにおいて、職員の口から出稼ぎという言葉が出たことは一度もない。そのような相談が皆無であるとは言い切れないが、例外的な出来事になっているのではないだろうか。

第二は、他の都道府県との間の連絡・調整にはまったく触れられていないことである。①にある「他の関係機関」に含まれるとも言えなくもないが、そうであれば②以下をわざわざ挙げ

る必要はない。「企業」「県物産に関わる業者」「県人会」「宿泊施設となるホテル・旅館」も関係機関と言えば関係機関だからである。もちろん、土岐が観察した1980年代の中頃、他の都道府県とのヨコの関係はなかった、あるいは重要ではなかったために挙げられていないという可能性もある。

二つの謎を解く鍵は、土岐が掲げた7つの機能は県庁の公式の分掌事務を根拠としていることである。重要性の低下しているはずの「出稼ぎ」が掲げられていること、そして「他の都道府県との間の連絡・調整」が明示されていないこと、この二つは前者が分掌事務に示されており、後者が示されていないことに由来している。とくに後者について、東京事務所を通した都道府県との間の連絡は分掌事務には明示されないようなインフォーマルなものであり、このような法制度上の位置づけに影響されたがために、先行研究は東京事務所との間の水平的な関係に注目せず、中央と地方という垂直的な関係の中でしか東京事務所を捉えてこなかった可能性があるのである。

4.2. 東京事務所の実際

われわれの行った聞き取り調査によれば、東京事務所の業務は大きく3種類ある。

第一は霞ヶ関にある中央省庁や永田町にある議員会館との連絡・調整、そしてそれと密接に連動している他の東京事務所との連絡・調整である。本稿はこの部分、行政活動に焦点を当てる。

第二は企業誘致である。これは「ターゲットとなる企業の多くが東京に本社を置いていること」から由来するものである*13。これについては、上記の行政活動との対比で議論する。

第三は観光や物産のための情報発信である。これもまた東京に人口が集中しているために、旅行会社や小売業者もまた多いことに由来する。

以上の3つの活動については、多くの都道府県の東京事務所は担当する部署を設けている。

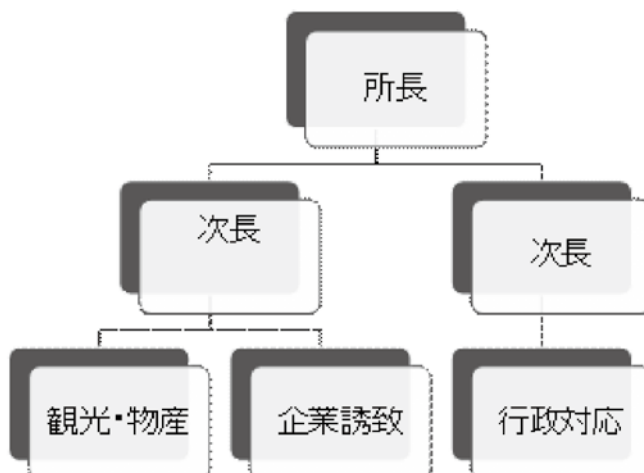


図5：東京事務所の平均的な組織図

ただし、都道府県のなかには企業誘致や観光のために東京事務所とは別の組織を設けているところもある。そして、追加的な業務として東京にある県人会の世話というものがある。

東京事務所の役割は、県人会の世話を含めて、要するに情報の収集と発信である。インテリジェンス活動と言い換えてもよい。そして、それを円滑に行うためのインフラとしての人脈づくりに多くのエネルギーを割いている。

なお、読者の便宜のために、東京事務所の平均的な組織図を示しておこう（図5）。あくまでも平均的な姿であり、都道府県によって微妙な違いはある。

5. 所長の活動

すべての東京事務所には所長がいる。彼らの任期はほとんどの場合、2年である。首都圏の県の場合は自宅から通勤しているが、それ以外の場合多くは単身赴任である。役職はほぼすべての都道府県において次長級（部長の下位）である。また、過去は不明であるが、現在の所長はすべて男性である。次長には女性が就いているところもある。

5.1. 時間配分

所長はどのような活動に時間を使っているのか。所長が行っている業務には「情報収集とネットワーク作り」「会議・イベント等への参加」「所内での執務」「知事の随行業務」「本庁対応」「県の売り込み」等がある。その中で一番時間を使っていると答えたのは「情報収集とネットワーク作り」である。全体の約6割を占めている（図6）。次いで「会議・イベント等への参加」であった。東京事務所長は東京でネットワークを作り、会議・イベント等への参加を通して、情報収集に力を入れていると言えるだろう。2位と3位に挙げられた回答も同様の傾向を示している。

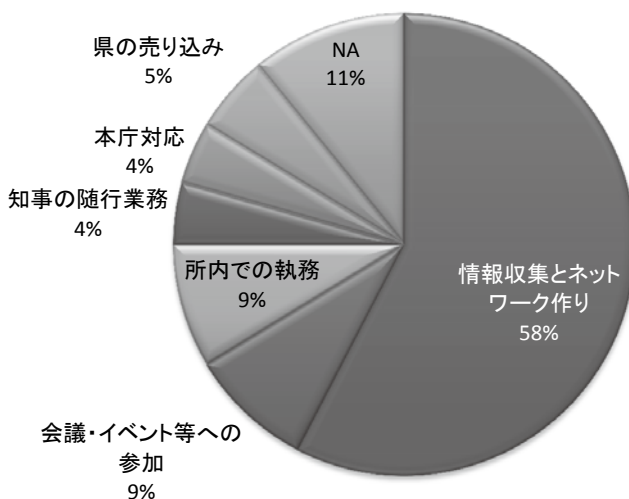


図6：所長が最も時間を使っている業務（1位）

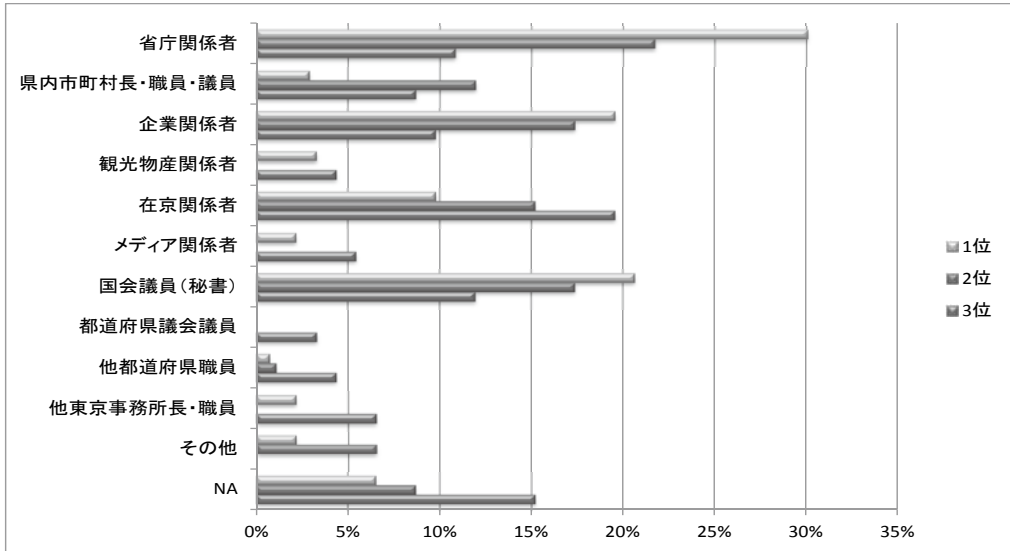


図7：所長が職員以外に会うことが多い関係者（1位～3位）

5.2. 対象者

次に、情報収集とネットワーク作りに仕事の比重を置いている所長は、どのような人たちと会っているのだろうか。職員以外で会うことが多い人を1位から3位まで挙げてもらった（図9）。1位に挙げたのは省庁関係者であり、次いで国会議員（秘書）、企業関係者となっている。これは、所長が最も時間を使っている「情報収集とネットワーク作り」が、中央省庁からの情報収集と企業誘致のために行われていることを表している。2位では、省庁関係者と国会議員（秘書）、企業関係者の割合が減少し、県人会を含む在京関係者と県内市町村関係者の割合が増えている。そして、3位では、在京関係者の割合が最も高くなっている。これは、所長が情報収集のために、中央とのネットワーク作りを重視しつつ、中央とのネットワークに限定せず、中央以外とのネットワーク形成にも力を入れていることを示している。

5.3. 水平的関係

この図から明らかなのは、所長は、本稿が重視しようとしている水平的な関係には多くの時間を使ってはいないということである。しかし、この事実の解釈には慎重である必要がある。次節で述べるように、水平的な関係は次長以下の職員によって維持されており、所長はその前提となる良好な関係づくりに意を払っているように見えるからである。

都道府県のすべての東京事務所の所長がメンバーである所長会がある。所長会の全体の会合は年に1回だけであり、密な情報活動が行われているわけではない。とはいえ、大きな出来事があれば随時、会合が開かれる。2014年には、東日本大震災の被災地に所長そして次長などが3回、視察している。

所長会の下に幹事会が設けられている。中国地方などの各ブロックから選出された2名の所長が毎月会合を開き、情報交換を行っている。そして、幹事会の会合の翌日、ブロック単位の所長会が開催され、幹事は幹事会で得られた情報をブロック内の所長に伝えるのである。

所長たちは年に1、2回、懇親会、つまり飲み会を開いている。霞ヶ関の官僚が招かれたりもする。「官官接待」が華やかであった1990年代中頃までは、費用は公費で賄われており、接待を職業とする女性も同席する相当に派手なものであったようである。官官接待が社会問題化して後、飲食費はすべてポケットマネーで賄われており、会場も居酒屋のような安価なところになった。

フロアごとの懇親会はこれ以上の頻度で開かれている。同じフロアで仕事をしているために、所長たちは廊下などで頻りに顔を合わせる。そして後述するように共通の利害をもっている。彼らの任期は役所における他の管理職がそうであるように2年と短いために人為的に親しい関係をつくる必要もある。他の職場と同様に、酒席は人間関係を構築する潤滑油になっている。所長がすべて男性であるのは、酒の席での忌憚のない会話をするために必要なかもしれない。あるいはかつての派手な官官接待の名残なのかもしれない。

所長が微細な情報収集活動をしているわけではないが、職員がそれを行う前提となる良好な関係を築き、所長レベルでしか感知しえない情報を入手しているものと推測される。

5.4. 知事のアテンド

本稿の趣旨からすればそれほど重要ではないが、そして所長が多くの時間を割いているわけではないが、おそらく所長が緊張を強いられる活動として、東京に来た知事へのアテンドというものがある。

知事の個性や戦略にもよるが、知事は一ヶ月に1回～数回程度東京事務所を訪れている。知事は東京で全国知事会を含む会議等への出席だけでなく、中央省庁への要望活動や企業訪問、首都圏在住関係者との面会等を行っている。これに対して、東京事務所長は東京事務所職員とともに、中央省庁への要望内容の確認や訪問活動の連絡調整を行い、時には訪問当日には知事に同行し、知事をアテンドする。一般の職員には担いがたい役割であるために、所長が出陣するわけであるが、その際に雑談のなかで知事の意向を知ることも多いようである。そのためには、知事にも信頼されている人物が任命されることになるのであろう。

6. 職員の活動

次長以下の職員による中央省庁への対応は分業で行われている（職員のなかには行政対応に加えて、企業誘致あるいは都内アンテナショップの運営を兼務している場合もある）。ここでは一定のイメージを示すために、行政対応における役割分担をある県を例として示しておく。

職員 A：内閣府・防衛省

職員 B：内閣官房・厚生労働省・農林水産省

職員 C：国土交通省・経済産業省・外務省

職員 D：文部科学省・環境省・人事院

職員 E：総務省・財務省

6. 1. 職員数

東京事務所の職員数は、2015年現在、平均 15.13 人である。図 8 は、東京事務所の職員数の変化をより詳しく見るために、2015年調査で得られた職員数と大谷（2009）の 2007 年職員数データを比較したものである。大谷のデータと比較するために、今回の調査で得られた職員総数及びその分け方については大谷の分類に従った。

非常勤職員・嘱託を含まない常勤職員の職員総数は、2007 年に比べて平均 1.63 人増えている。その内訳をみると、「中央省庁との連絡調整」を担当する職員は、平均 0.13 人減っているだけで、ほとんど変化がない。それに対して、「企業誘致、観光物産等」を担当する職員は平均 1.76 人増えている。これは、財政状況が厳しい中、人員削減をするのではなく、市場に対して積極的に都道府県の売り込みに力を入れている結果であると思われる。

さらに、1.3. で言及したように、東京事務所無用論（1.3. 参照）が主張されることがあるが、2007 年に比べて中央省庁との連絡調整を担当する職員はほとんど減っていないことから、東京事務所の機能は高まりはしていても、低下はしていないと考えられる。

興味深いことに、東京事務所の職員数は、各都道府県と東京までの距離と関係している。図 9 は、各東京事務所の職員数と都庁－都道府県の距離との関係を示した散布図である。職員

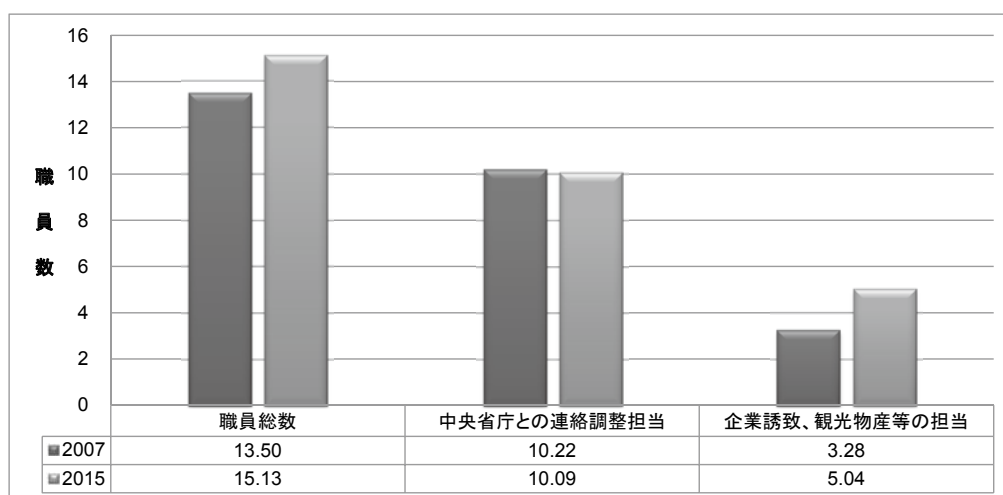


図 8：職員数の変化（大谷 2009 との比較）

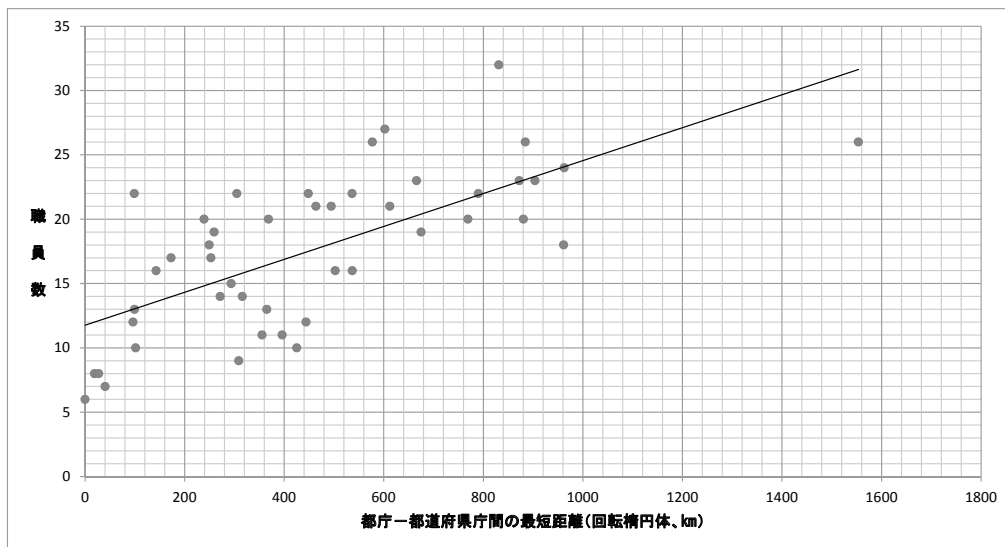


図9：職員数と東京までの距離

数は、非常勤職員を含めたものを使っており、各都道府県庁－都庁間の距離は、回転楕円体 (GRS80) における最短距離を計算したものを使っている。職員数と距離とのピアソン相関係数を求めた結果、1%有意水準で0.6861になっており、東京までの距離が遠くなればなるほど職員数が増加傾向にあることを示している。

とはいえ、これが何を意味するのかは現時点では不明である。東京から遠いほど、出張にかかる費用がかかるから職員数が多いのかもしれないし、東京から離れていればいるほど情報不足の不安が強く、それを補うために多くの職員を配置しているのかもしれない。空間という観点から行政や公共政策を考えようとするならば重要な論点になるかもしれないが、それは今後の課題とせざるをえない。

6.2. 省庁への日参

東京事務所は「陳情の拠点」であるという1.2.で述べた通説的理解には一定の根拠がある。

まず、東京事務所職員の省庁への日参を描いた林祐介の観察を、少々長いが臨場感があるので、引用したい^{*14}。

東京には、都道府県の出先機関である東京事務所がある。そこの駐在員さんが、事務次官以下の地元出身の官僚に月に一回間隔で、県の機関紙を配りがてら、情報収集と挨拶に来るのだ。

僕の所にも、中央とのパイプ作りのために毎月担当の主査が挨拶回りにやって来る。

地方にとっては、霞ヶ関は公共事業や交付税、各種予算の陳情先であり情報の宝庫である

から、地元出身者のコネを最大限活用しようとするのである。

県の職員と初めてあったとき、

「県に有利な情報がありましたら…」

と頭を下げて頼まれてしまった。彼らの一番の仕事はマスコミに発表される前に、省の予算や法律案の情報を入手することにある。…正式に省が毎年の予算案を発表したときに、すでに県では入手していることが大切らしいのである。

これには、理由があって…各都道府県も国の予算を元にして県の予算案を作成しているため、各省の県への補助金が増減すればそれに応じて、県の予算案も変える必要があるからだ。そこで、一刻も早く予算案を入手しようとするのである。

このように、職員は担当する省に日参して、情報収集にあたる。いわゆる「廊下トンビ」を行う。とくに用事がなくても役所に顔を出すようにしているのである。「顔をつないでおく」ことが重要だからである。

面接関係を通じて心理的な距離が縮まれば、当面の案件に直接関係のないような雑談ができ、そこから何かの重要なヒントを得ることができるかもしれないし、表情や態度から口では言えない情報を得ることができるかもしれない。このあたりの機微については、行政学者の水谷三公も次のように書いている*15。

官僚制の部外者にとっては、インサイダーに占有された情報にどれだけ接近できるかが、同業者との関係で重要となるため、そのためにはできれば「準インサイダー」の地位を得るのが好都合であり、大蔵省の「MOF 担」に代表される、役所密着を専業とする職務が発生する。

省担当の職員は、省庁への日参を通じて、「準インサイダー」の地位を獲得しようとし、多くは成功しているがゆえに東京事務所は置かれているということになるのであろう。

6.3. 人脈形成の方法

さて、所長以外の職員の任期は所長よりも長く、およそ3年である（算術平均は約2.67年）。個々の職員が自ら築くことのできる人脈には限りがある。そのために様々な「つて」を使って人脈を築かなければならない。職員は様々な方法で霞ヶ関と人脈を築いている。

第一は先任職員からの紹介である。異動の時期には先輩は後輩をつれて庁内に挨拶に回ることと顔つなぎをする。

元出向官僚を通じて

第二は過去に当該都道府県に出向した経験のある官僚を通じてである。地方への出向官僚が霞ヶ関に戻ったからといって、それで縁が切れるわけではない。地方自治体の側が関係を継続させることにメリットを感じているためだけではない。中央官僚も地方と親しい関係を維持し

ておくことにメリットを感じているからである。それはなにも後に知事や国会議員として選挙に出ることを考えてというばかりではない。中央官僚も現場の情報を得たいからである。

一般的に、中央官僚は地方の実情をよく知らない。都道府県レベルでみても 47 あるわけであるから、当然である。新しい政策を作る際にも、それが地方で実施される場合、ニーズがあるか否かを知っておく必要がある。十分な調査をなく予算案をつくったところで、財務省から拒否されるだけである。電話一本で話のできる人脈を地方にもっておくことは、中央官僚にとっても必要不可欠なのである。

在京県人会を通じて

第三は在京県人会のネットワークを通じてである。同郷であるということだけで親しみを感じることが地方に行けば行くほど多い。県人会を通じて同郷の官僚と話しやすい関係をつくることができる。大谷の調査によれば、省庁県人会のなかで活発なのは、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省の 4 省であり、厚生労働省と経済産業省がこれに続くとのことである^{*16}。

在京県会で重きをなしている人は、東京での成功者が多く、それだけに各方面に影響力をもち、人脈も充実している。彼らが「応援団」の役割を担ってくれば、何かのときに役立つこともある。たとえば、道府県に外向経験のある官僚は県会のメンバーとなっていることが多いことから、東京事務所の職員は県会の有力者を通じて官僚との接点を得ることができるかもしれないのである。

ただし、在京県会の活発さは地方によって大きな差があり、東京事務所との関係にも濃淡はある。

第一に、東京から距離のある道府県の県会は郷愁を満たすなどの県人意識を確認するうえで効果があるために活発であるが、距離の近い県の場合はせいぜい薄い県人意識を思い出すために存在している程度であるために不活発である。鹿児島県の在京県会は一説には 200 以上あると言われるほど数が多く、活発な活動をしていることを示唆している。中央省庁のなかにも県会のある地方がある。

第二の関係の濃淡で言えば、東京事務所のなかには在京県会の事務局を引き受けているものもあるが、各種打ち合わせのための会議室を提供するなどして、在京県会との連携を保つように努力しているところもある。県会で重きを占める、東京での成功者は多忙であり、事務局を引き受けるとなれば、彼らとの時間調整は相当に面倒な仕事になる。事務局を引き受けていない場合、その理由の大部分は、この負担を回避したいためである。

6.4. 担当省別連絡会

省庁の担当職員は個別に活動しているだけではない。担当する省庁ごとにグループとして活動する方が重要である。そのために、担当する省ごとに都道府県を横断した集まりがいくつかある。以下、これを担当省別連絡会と呼ぶ。表 4 に示すように通称があるものもある。通称の有無は連絡会の結束の強さを示していると考えられる。また、連絡会にはそれぞれに個性があり、女性の多い連絡会もあれば「体育会系のノリ」の連絡会もあるようである。参考のために、

表4：担当省別連絡会

中央官庁	担当省別連絡会の名称	通称	省庁県人会の活発さ
国土交通省	全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会	とんび会	高
農林水産省	農林水産省担当者連絡協議会	のりす会	高
厚生労働省	全国厚生労働省担当者連絡協議会	ふくろう会	中
環境省	東京事務所環境省連絡会	めだか会	不明
総務省	〇〇（ブロック名）総務省自治担当職員連絡会	近中自会	高
文部科学省	全国都道府県在京文教担当者連絡協議会	文教連	高
経済産業省	経済行政研究会	（なし）	中
内閣府	名称なし	（なし）	

先に言及した省庁県人会の活発さの程度も記入している。

担当省別連絡会は、ときに担当省の官僚を招いて勉強会を、そして東京事務所の職員だけの懇親会を開催している。所長会がそうであったように「官官接待」が盛んな頃は、これらの集まりによる酒席も随分と派手だったようである。

それはともかくとして、東京事務所の水平的な関係の核心はこの担当省別連絡会によって担われているというのが、本稿の仮説である。

7. 東京事務所の水平的関係

東京事務所による情報収集の目的は、中央省庁の動きをいち早く察知して、本庁（県庁）に伝えることである。国は、どのような制度変更を検討しているのか、どのような施策を講じようとしているのかの情報を収集して、本庁に可能な限り早く伝える。そうすれば本庁も対応のための時間を確保することができる。

7.1. 競争か協力か？

このような情報収集において、東京事務所の間関係がどのようなものであるかは、興味深いテーマである。

そこには競争関係があると考えるのが常識的である。有り体に言えば、他の都道府県を「出し抜く」ことが正しい行動であると考えられる。なぜなら、たとえば補助金には限りがあるために、どこかの県が多く獲得すれば、他の県は割を食う、ゼロサムゲームになるはずだからである。先に引用した水谷三公が「インサイダーに占有された情報にどれだけ接近できるかが、同業他者との関係で重要となる」と指摘したのも、このような考えに従ったものである。

この観察を久世公堯は1957年に公表した論文においてさらに直裁に指摘している^{*17}。なお、表記は現代表記に改めている。

東京事務所のかかる実態は、…表向きは各省庁との連絡により当該府県に資すべきものがあるにしても、その実は府県が少しでも多くの利益を中央から引きだそうとする魂胆の現われであり、そのための「陳情基地」が東京事務所に外ならない。しかも、その魂胆は自らの府県の利益となれば、そのために他府県が困窮しても構わないとする利己主義に基づくものである。

「魂胆」といい「利己主義」といい、地方自治体を見下したような表現は時代の空気を伝えてくれるが、それはともかく、久世は東京事務所が地方自治体の「出し抜く」ことを含めた競争のための拠点であると指摘している*18。

ところが、われわれの面接調査において、所長や次長のすべてが口をそろえて、他の都道府県を「出し抜く」のようなことは、皆無とは言わないが、あるとしてもきわめて希であると言う。これを担当省別連絡会の活動で言えば、彼らの間では常に情報共有が行われているということである。「とんび会」や「のりす会」のメンバーである東京事務所職員は、それぞれの個人的な情報源から得た情報を相互に伝えあっていると言うのである。

にわかには信じがたい話である。しかし、筆者のインタビューに応じてくれた方々はすべて、東京事務所は競争関係にあるというよりも協力関係にあると言うのである。はたして、彼らは愛らしい通称を掲げながらも裏では「出し抜く」ことに血道を上げている冷徹な人々なのであろうか。あるいは、部外者であるわれわれに徹底的に建前（きれい事）を語っている「公共的人間」なのであろうか？*19

7.2. 「競争よりも協力」の証拠

いくつかの証拠から、彼らは本心を語っていると考える。その理由として以下3点挙げることができる。

同じ建物・同じフロア

第一に、都道府県の大部分の東京事務所は都道府県会館という1つの建物にある。そして各フロアには五つの東京事務所が入っている。

後者から言えば、同じフロアの場合、職員は毎日、廊下やトイレで顔を合わせ、挨拶をしたり立ち話をしたりしている。そのような状況のもとで、にこやかな外見をとりつくりつつ、「抜きつ抜かれつ」の競争関係を続けることは、おそらく激しいストレスを伴う。普通の神経ではもたないであろう。そして、同じフロアの職員は年に数回、懇親会を開いたりもしている。

前者の同じ建物に入っているということも重要である。水谷は、「大蔵省の『MOF 担』に代表される、役所密着を専業とする職務が発生する」と指摘した*20。しかし、東京事務所に勤める同業者と MOF 担当という同業者との決定的な違いは、MOF 担はそれぞれ別の建物にある銀行本店に勤務していることにある。MOF 担も旧大蔵省の庁舎のなかで顔を合わせることはあったであろうが、日常茶飯事というわけでない。競争状態にあるとしても、まれにある接触を笑顔で済ませることくらいは大人であれば当たり前のことである。しかし、毎日のように

顔を合わせる東京事務所職員はそうはいかない。彼らの場合には、基本は協力関係にあるからこそ、ストレスもなく同業者と接することができる应考虑すべきである。

そもそも同じ建物に入ると判断した時点で協力関係にあり、入った後もそうするつもりであると考えていたと推測することができる。

企業誘致との違い

第二に、われわれのインタビューによれば、企業誘致のための情報交換は一切ないと答えていることである。関係はゼロサムになることは明白だからである（自動車産業のように裾野の広い産業では、部品工場を分け合うことは可能であるが、そのような大きな誘致は滅多にない）。霞ヶ関との関係についてだけ、筆者に「建前」を語る理由はないだろう。

企業誘致とは違って、中央省庁から得られた情報を共有し相互協力することには二つのメリットがある。積極的なメリットとしては、お互いが協力して中央に働き掛けることによって、地方に有利な、実情にあった制度をつくらせることができることである。地方の実情にあった制度を作らせることによってもたらされる利益は勝ち取ったもののみが得られるものではなく、みんなで享受できるものであるため、ゼロサムの関係にはならない。そして、消極的なメリットとして、もし中央政府に地方の実情に合った制度を作らせることに失敗したとしても、全体責任になるので、どの県も責任を問われないことがあげられる。

地方自治体で競争が始まるのは、ここから先である。しかも競争を展開するのは、東京事務所ではなく、本庁の担当部局であり、地元選出の国会議員である。

ただし、誰もが同じ利益を享受する場合には、コストは払わずに利益だけ得ようとするフリーライダー問題が発生する可能性がある。フリーライダー問題を防ぐために、情報共有には一定のルールが存在する。

「トクオチ」の防止と非公式情報の共有

第三に、東京事務所職員の任務は記者クラブに常駐している新聞社の政治部や経済部の記者に似ていると考えることができる。東京事務所の職員がもっとも注意しているのは、新聞記者と同様に、「トクオチ」をしないことである。他社に先駆けての「スクープ」は期待されていない。

ただし、記者クラブが当局の発表を受けて報道するのに対して、東京事務所の職員はより積極的である。「省庁への日参」によって非公式の情報を得ようとするからである。そして、非公式の情報は6.4.で述べた担当者別連絡会の集まりのなかで共有される。省庁との人脈の濃さは個人差がある。ある省のある役人Xととくに親しいA県の担当者もいれば、役人Yととくに親しいB県の担当者もいる。それぞれのルートを経て入手した情報を交換するわけである。ここで秘匿することは、次に述べるように、特別の理由がない限り明白な「ルール違反」となる。と同時に、非公式情報が担当省別連絡会を通じて提供してもらえらるからといって、自ら活動しないと、仲間内での評価は下がることから、フリーライダー問題は皆無ではないであろうが、起きにくい。

7.3. ゲームのルール

では、東京事務所間では、どのような時に協力し、そして競争するのか。われわれの聞き取

り調査によれば、協力と競争の区別は黙示的になされているようである。

まず、すべての都道府県が利益を享受するような場合、たとえば補助金制度の新設などの場合、東京事務所は情報を共有する。これを拒むとしっぺ返しのおそれ、「村八分」にされるおそれがある。ゲーム論で言うところの、繰り返しゲームが行われている。霞ヶ関が主体のすべての都道府県に関係する制度設計に関わる情報は共有すべきものとされている。

次に、以下の場合には、競争関係に入ってもよいことが相互に了解されている。第一に、すでに述べたように企業誘致のようにゼロサム的な関係になる場合、個々の自治体の活動状況や獲得した情報を秘匿することは、相互に認められている。第二に、霞ヶ関との関係においても、モデルプランについての情報は交換の対象になることはないし、秘匿したからといって非難されることはない。自県に有利になるように制度設計の段階で個別に働きかけることは許されているのである。とはいえ、これは東京事務所の仕事というよりも本庁の仕事である。もし東京事務所が本庁の活動について情報を得ても、秘匿することは許されるという意味である。第三に、地元選出国會議員が独自の人脉で得た情報を東京事務所に伝えることがあるが、それも情報交換の対象になることはない。当該国會議員はその能力（政治力）を発揮して極秘情報を得たのであり、それを県外に漏らすことは、当該国會議員に対する背信行為である。これを秘匿するのもまたお互い様であり、非難されることはない。

むすび

プリンシパル・エージェント論（本人・代理人論）という議論がある。この議論にはいくつかのポイントがあるが、ここで重視したいのは、支配している側が実は支配されているという逆説的な関係である。

通説的な中央地方関係論によれば、国は地方自治体を支配している。支配という言葉が強すぎるのであれば、機関委任事務の廃止に尽力した地方分権推進委員会（1995-2001年）の掲げた言葉、「上下・主従の関係」と言い換えてもよい。国と地方自治体とは上下・主従の関係におかれている。この場合、もちろん、国が主であり、地方自治体が従である。しかし、実は複数の地方自治体こそが「本人」であり、彼らは「代理人」たる中央省庁を自らの意向に沿って動かすために、東京事務所を設置しているのかもしれない。

その際にはエージェンシー・ギャップが発生しないような工夫が必要である。代理人が本人の意向を無視して行動することはあってはならないからである。

逸脱行動を防ぐ第一の工夫が本人の意思統一である。本人が複数存在し、彼らの意思が統一されていない場合、その間隙をついて代理人は逸脱行動に出る可能性がある。それを防ぐために、担当省庁連絡会は、ときに通称をつけられるほどに密な関係を維持しているのではないだろうか。

第二の工夫がパトロール型の監視である^{*21}。都道府県は、設立時の事情はどうあれ、活動を展開するなかで、本人としての自覚に目覚め、代理人を集合的に監視するようになったのでは

ないか。その時期は不明である。大阪府が東京事務所を設置した1953年であったかもしれないし、現在の都道府県会館が開設された1999年であったかもしれない（表3参照）。あるいは意思統一すべき本人としての自覚が固まったのは、東京都が東京事務所を開設した1969年なのかもしれない。東京事務所とくに都道府県会館は都道府県による国に対するパトロール型監視の拠点となっているのではないだろうか。

注

- *1 鳥取県は2008年から東京本部、徳島県は2011年から東京本部、山口県は2015年から東京営業本部、佐賀県は2007年から首都圏営業本部（2004年県の説明によれば、「本部制への移行に伴い経営支援本部企画・経営グループの現地機関」となったことから）、富山県は2014年から首都圏本部にそれぞれ改称した。
- *2 村松岐夫、1988、『地方自治』東京大学出版会
- *3 大谷基道、2009、「都道府県東京事務所の研究：東京事務所不要論と国・都道府県の関係」『年報行政研究』44号
- *4 若林亜紀、2010、『独身手当：公務員のトンデモ給与明細』新潮社、26-27頁
- *5 山田正志、1986、「地方自治体と情報収集」『都市問題』第77巻第12号、35頁
- *6 「銀製の弾丸（silver bullet）」とは、狼男に普通の弾丸を撃ち込んでも死なないが、銀製の弾丸を撃ち込むと死ぬという謂われから、決定的な情報のことを指す。
- *7 土岐寛、(2003)、『東京問題の政治学（第二版）』日本評論社、174頁
- *8 久世公堯、1957、「府県における地方自治の実態：国と府県との関係を中心として」日本公法学会編『公法研究』第16号
- *9 大谷基道、前掲論文、172-172頁
- *10 日本交通公社発行の当時の時刻表による。
- *11 久世公堯、前掲論文、120頁
- *12 土岐寛、1986、「東京事務所の政治行政機能」『都市問題』第77巻第12号、43頁
- *13 大谷基道、前掲論文、170頁
- *14 林雄介、2003、『霞ヶ関の掟：官僚の舞台裏』日本文芸社、83-84頁
- *15 水谷三公、1999、『官僚の風貌』中央公論社 370頁
- *16 大谷基道、2014年3月15日の関西行政学研究会での報告。
- *17 久世公堯、1957、前掲論文、121頁
- *18 なお、大谷もまた、①地方分権の進展により、地域間の政策競争が激しくなったこと、②必ずしも各都道府県の求める情報が同じとは限らないことから、情報収集における各東京事務所のライバル関係を強調している。
- *19 公共の人間という概念については、真淵勝 2012「公共の人間」『書齋の窓』618号を参照
- *20 水谷、前掲書
- *21 マカビズとシュワルツは、本人による代人に対する監視には二通りの方法があるという。一つはパトロール型である。代理人の行動が自分の期待とは異なる方向に向かっていないかどうか、本人がたえず目を光らせて、隅々まで見るといった監視方法である。もう一つが火災報知器型である。代理人が逸脱した行動をしているという情報を第三者から得たときに、それを是正するために本人が出動するという監視方法である。Mathew D. McCubbins and Thomas Schwartz, 1984, "Congressional Oversight Overlooked: Police Patrols versus Fire Alarms", *American Journal of Political Science*, Vol. 28, No. 1, pp.165-179

なお本研究は科学研究費・基盤研究C「公共政策の総論的分析」（研究代表者 真淵勝）の研究成果の一部である。